

平成30年度 第2回 鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会 会議録 (概要)

日 時 平成30年11月27日 (火) 午後2時00分から午後3時50分

場 所 鎌ヶ谷市役所5階 502会議室

出席者 黒岩史郎会長、高橋貴子副会長、江間由紀夫委員、渡辺浩隆委員、山根清孝委員、
金田一正史委員、鳥居律子委員、松村桂子委員、木藤直美委員、山本幸子委員、
櫻澤美智子委員、飯高優子委員、西出信夫委員、鈴木君江委員、早坂ひとみ委員、
高橋徹委員 (鎌ヶ谷市社会福祉課長)、本間恵委員 (鎌ヶ谷市健康増進課主幹)

欠席者 井手勝則委員、村田セツ子委員、菊地謙委員

事務局 (障がい福祉課) 齊藤実障がい福祉課長、遠藤善治課長補佐、星直子庶務係長、
中村浩主任主事、鈴木俊雄

(社会福祉課) 白藤盛敏課長補佐、會澤修主査

(鎌ヶ谷市基幹相談支援センターえがお) 渡辺恵美子所長、馬場武士

関係者 (習志野健康福祉センター) 愛月智子広域専門指導員

公開・非公開の区分 公開

傍聴者 0名

添付資料

- ・ 式次第
- ・ 資料

鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

障がいを理由とする差別の解消の取り組みについて

障がいを理由とする差別に関する相談事例について

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定の締結について

改編後の組織図について

テーマ別チームのテーマについて

テーマ別チームの役割

テーマ別チーム推薦者数と推薦者名

- ・ 「鎌ヶ谷市避難行動要支援者 避難支援制度」リーフレット
- ・ 「鎌ヶ谷市避難行動要支援者避難支援制度とは…」冊子
- ・ 「障害者差別解消法ってなあに？」リーフレット
- ・ 資料1 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」
平成29年度 実績報告 (平成29年4月から平成30年3月まで)
- ・ 「障害のある人への差別をなくそう」パンフレット
- ・ 「聞こえない人も聞こえる人もみんな一緒に暮らしやすく」パンフレット
- ・ 「知ってください！ヘルプカード」リーフレット
- ・ 平成30年度鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

<本日の傍聴人及び会議の出席状況について>

事務局より、出席者数（17名）が会議開催の定足数である「委員の過半数の出席」を満たしていること及び傍聴者が0名であることを報告した。

会長挨拶

お忙しい中お集まりいただいたことに感謝申し上げます。平成30年は、鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）の専門部会の改編に終始した1年だった。今年の自立支援協議会は本日が最後となるので、積極的なご意見をいただきたい。

障がいを理由とする差別の解消の取組と相談事例について

事務局より鎌ケ谷市の取組について、「鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会設置要綱」、「障がいを理由とする差別の解消の取り組みについて」、「障がいを理由とする差別に関する相談事例について」、及び「障害者差別解消法ってなあに？」を用いて説明した。

千葉県障害者差別相談事業（習志野圏域）を担当している習志野健康福祉センター地域福祉課愛月智子広域専門指導員の紹介。同指導員より、配付資料「『障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例』平成29年度実績報告（平成29年4月から平成30年3月まで）」、「障害のある人への差別をなくそう」、「聞こえない人も聞こえる人もみんな一緒に暮らしやすく」、「知ってください！ヘルプカード」の各資料について説明した。

会長

ただ今の説明について質疑があればお願いしたい。

委員

相談があった時に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（以下「障害者条例」という。）と「障害者差別解消法」（以下「差別解消法」という。）のどちらで対応するのかをどのように決めているのか。

健康福祉センター

「障害者条例」と「差別解消法」のどちらで対応したらよいのかは、相談者と話し合いながら決めている。資料に挙げた事例は「障害者条例」で対応したものである。

委員

事例の中にも障がいへの配慮について理解が得られなかったものがあつたが、そういう場合にはどうするのか。

健康福祉センター

事例のケースでは、関係機関と協力し相手側に再三説明を行ったが、理解してもらうのが難しいと判断されたため、障がい者がこれ以上、不快な思いをしないように別の機関を紹介することで対応した。

委員

「差別解消法」では、相手方にどう対応をするか報告を求めることになっており、報告に応じない場合、指導や勧告を行えるようになっていたと思う。「障害者条例」よりも「差

別解消法」の方が強い。「障害者条例」は、他に先駆けた先進的な条例であったが「差別解消法」ができたことで、それが足かせになってしまっただけではない。「障害者条例」で対応できなかった時には「差別解消法」で対応できるような仕組みがあった方がよいと思う。また、「差別解消法」の考え方は必ずしも障がい福祉分野に限ったものではない。それぞれの監督官庁とも協力して対応を求めていった方が効果的だと思う。

事務局

「差別解消法」の取組みについて、今後の周知などの活動を自立支援協議会のテーマ別チーム（以下「チーム」）からも助言をもらいながら検討していきたいと考えている。この方向性についてご意見をいただきたい。

委員

「差別解消法」に特化した啓発活動は難しいと思う。地道に障がい者への理解を発信していくことが重要で、民間企業や医師会に対して研修の機会を設けたり、困っていることなど事例を挙げて説明すれば分かりやすい。法律論だけで差別をしないように働きかけるよりも、啓発DVDを作成するなどの方法もよいと思う。

委員

事例として挙げられているようなことが、実際に身近で起こっていることを一般の人は知りようがない。今日のような事例があると理解しやすい。自立支援協議会のような大きな会議だけでなく、例えば民生委員の会合など小さな単位の集まりでも話を聞かせてあげて欲しい。

会長

広域専門指導員は団体から要請があれば話をする機会を作れると思う。

委員

要請を待つのではなく、こちらから売り込んだらどうか。その方が理解は広がると思う。

事務局

各種団体の会合などで事例を発表する機会が作れるように調整したい。

委員

内部障がい者は見た目で分からないためなかなか理解されない。事例があると一般の人にも分かりやすい。事例を数多く集め、それらを知る機会をたくさん設けて欲しい。障がい者について考える機会を増やし、配慮しないことは恥ずかしいこととなるようにしたい。

委員

事例を知ることが本当によいことだと思う。差別解消の取組によって相手側も、障がい者側もお互いに良くなったというような事例があるとさらに分かりやすい。

会長

障がいの種別によっても配慮に違いがでてくると思う。チームメンバーの方は、チームでの話合いの中で、本日の意見も共有してもらえたらありがたい。

事務局より「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定の締結について」について説明。

会長

ただ今の説明について質疑があればお願いしたい。

委員

受入れ対象者について、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の等級などは関係ないのか。

事務局

等級ではなく、市内21ヵ所設定されている指定避難所でどうしても避難生活が難しい方を対象としている。

委員

もくせい園が福祉避難所になるということは市民に周知されるのか。

事務局

地域防災計画(※)に載せたうえで周知していく。現在、要配慮者(障がい者、高齢者、妊婦など)が避難する福祉避難所は、社会福祉センターとなっている。また、市内6ヵ所の特別養護老人ホームについても、高齢者に特化した福祉避難所として指定されている。もくせい園は、障がい者に特化した福祉避難所として指定するため今回協定を締結した。

※ 災害対策基本法に基づき、各地方自治体(都道府県や市町村)の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画

委員

災害時の要支援者避難支援制度の会議で、ある自治会の会長から「福祉避難所が点在するのではなく第一時避難地に隣接したところに設置される方がよい」という意見があり検討することになっていたと思う。大きい避難所も必要だが、小さくても第一時避難地に隣接した場所に福祉避難所があった方がよいのであらためて考えて欲しい。

事務局

そのような要望は承っている。一時避難地となる学校内に福祉避難室を設けることを検討しており、避難所の運営を行う教育委員会などとも相談している。

鎌ヶ谷市避難行動要支援者避難支援制度について(報告)

社会福祉課より「避難行動要支援者避難支援制度」について「鎌ヶ谷市避難行動要支援者 避難支援制度」リーフレット、「鎌ヶ谷市避難行動要支援者避難支援制度とは…」冊子を用いて説明。

会長

ただ今の説明について質疑があればお願いしたい。

会長

以前に希望者名簿(災害時に手助けや普段からの見守りを希望した人の情報をまとめた名簿)を提出したが、日々状況が変わっている中で名簿の更新はどのように行っていくのか。

社会福祉課

名簿の更新は基本的に年1回、6、7月頃に更新する。また、施設入所者は、入所している施設を避難場所として位置づけるので、この制度の対象にはならない。在宅で手助けを必要とする人を対象としている。

委員

資料では、避難支援制度は「支援を希望する人のところへ、事前に決めておいた人が安否確認に行くという制度」(『鎌ヶ谷市避難行動要支援者避難支援制度とは…』5ページ)となっているが、事前に決めた人が“必ず行けるとは限らない”ということをはっきり記載してもらった方がいい。先日の支援者向けの説明会では、資料に大きな太字で「何よりもご自身とご家族の安全が最優先です」と書かれていた。事前に決めておいた人が安否確認に行くというのは、あくまでもチャネルの一つであることを明記してもらった方がよい。自治会の役員からもそんな声が出ていた。

社会福祉課

災害時の行動フローでは、支援者も含め自身の安全確保を最優先としている。この点を強調していきたい。避難所運営委員会も立ち上がっているが、自立支援協議会からも配慮すべき内容などについてご意見をいただきたい。

委員

福祉避難所を設置する際には当事者の意見を聞き、どのような障がい特性の人がどれだけいるのか把握する必要がある。避難所運営委員会に障がい者当事者が参加して、意見を出せる機会はないのか。

社会福祉課

避難所運営委員会は、市、施設管理者、自治会の構成で年1回開かれている。そこに参加してもらい、障がい者の困っていることを理解してもらえるような機会を作りたいと考えている。その際には自立支援協議会を含めた各団体にも協力をお願いしたい。

委員

資料の挿絵(『鎌ヶ谷市避難行動要支援者避難支援制度とは…』3ページ)にもあるが、要支援者を避難させるためにはリヤカーのような輸送手段を確保することが重要だと思う。しかし、各地域の防災倉庫には1人乗れるくらいの小さなものが1台程度しかない。補助を検討して欲しい。

事務局

対象者全てが、リヤカーでの輸送を必要とするわけではないと思うので、避難訓練などを通して、避難状況を確認、検証いただいたうえで、必要なものを要望してもらえるとありがたい。

専門部会の改編について(報告)

事務局より資料「改編後の組織図について」「テーマ別チームのテーマについて」「テーマ別チームの役割」「テーマ別チーム推薦者数と推薦者名」について説明。

会長

ただ今の説明について質疑があればお願いしたい。

会長

具体的に動くのは平成31年度になるか。

事務局

設定されたテーマについては、平成30年度と平成31年度とを続けて検討することになっている。平成30年度は、平成30年12月18日開催予定の全チーム合同の「キックオフミーティング」の他に、もう1回程度会議を開催する予定にはなっているが、実質的な検討は平成31年度に入ってからになると思う。

会長

チームによっては、抽象的なテーマ設定になっている。先ほど協議した権利擁護（「差別解消法」など）や防災対策をどこかのチームに入れ込むように事務局も意識して欲しい。

事務局

「キックオフミーティング」では、チーム毎にチームメンバーで、具体的検討課題を設定することになっている。そのテーマ設定とは別に、自立支援協議会としてチームに検討してもらいたい内容があれば、事務局から各チームに依頼することはできると思う。

その他

特になし

会長

以上で協議会を終了する。

以上、会議の経過を記録し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成31年1月17日

氏名 黒岩 史郎 _____

氏名 飯高 優子 _____